

§ 2 狂犬病予防・動物愛護管理事業

本事業は、狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として、犬の登録及び狂犬病予防注射の推進を行っている。これらの業務は、区役所保健福祉センターの狂犬病予防員と動物愛護センター職員が遂行している。

登録と注射：犬の鑑札と狂犬病予防注射済票交付を社団法人川崎市獣医師会に委託し、4月から5月にかけて会員動物病院を定期集合注射会場として実施した。

こう傷事故：犬によるこう傷事故が発生した時、その状況を調査し、必要な事項を調査するとともに、こう傷犬に対して狂犬病の検診を受けさせている。

また動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正飼養及び動物愛護の気風を高めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の汚染を防止することを目的として、事業を展開している。

捕獲、保護、引取り、引渡し：動物愛護センターは、犬の捕獲、保護、引取り、引渡しを行い、捕獲については、区役所保健福祉センターや市民からの要請に対応できる体制を常時整えるように努めている。

平成18年度から、神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、生活被害を及ぼしているアライグマを動物愛護センターで捕獲している。

表 212 畜犬登録数・予防注射数

	登録頭数		予防注射実施頭数	予 防 注 射 実 施 頭 数		
		()内は新規登録頭数		集合注射	開業獣医師	動物愛護センター
平成18年度	48,171	(5,634)	39,479	21,266	18,162	51
19	51,406	(5,888)	41,823	19,470	22,287	66
20	54,401	(5,316)	43,039	19,573	23,427	39
川崎	8,782	(942)	6,772	3,535	3,232	5
幸	4,964	(553)	4,225	2,382	1,840	3
中原	6,790	(650)	5,248	3,059	2,186	3
高津	8,162	(813)	6,200	3,345	2,842	13
宮前	9,245	(949)	7,753	2,572	5,174	7
多摩	8,012	(674)	6,104	2,268	3,831	5
麻生	8,446	(735)	6,737	2,412	4,322	3

注) 登録頭数は、登録実在数。()内は新規登録頭数。

資料：健康安全室

表 213 捕獲・返還・引取り

	犬の捕獲・返還		飼主からの犬引取り数			飼主からの猫引取り数			飼主不明猫の引取り数		
	捕獲数	返還数	総数	成犬	幼犬	総数	成猫	幼猫	総数	成猫	幼猫
総 数	209	132	73	73	0	213	111	102	639	22	617
川 崎	54	22	1	1	0	89	50	39	180	3	177
幸	15	8	3	3	0	13	3	10	51	2	49
中 原	26	17	2	2	0	26	3	23	66	3	63
高 津	37	34	5	5	0	17	14	3	43	0	43
宮 前	34	23	5	5	0	13	2	11	62	1	61
多 摩	29	17	5	5	0	12	9	3	27	3	24
麻 生	14	3	4	4	0	10	4	6	5	0	5
動物愛護センター	-	※8	48	48	0	33	26	7	205	10	195

注) ※は市外返還。捕獲数は、飼主不明犬の引取り及び負傷動物の保護を含む。

資料：健康安全室